

「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案」 に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

1. 概要

「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案」について、以下のとおり意見の募集（パブリックコメント）を行いました。

- （１）意見募集期間：令和８年６月２日（火）から令和８年７月１日（水）まで
- （２）告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- （３）意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム

2. 提出された意見数

65 意見

3. 御提出いただいた御意見と当該御意見に対する事務局の考え方

次頁から、御提出いただいた御意見と当該御意見に対する考え方を記載いたしました。

※御提出いただいた御意見は、事務局において一部内容を整理させていただきました。また、同趣旨の御意見はまとめて掲載しました。

※「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案」以外の施策等に関する御意見については、御意見のみの掲載とさせていただきました。

●本政令案に係る御意見

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
1	もっと環境アセス対象範囲を広くしてほしい。	太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会（以下「検討会」という。）においては、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の対象となる太陽光発電事業の新たな規模要件について、主に以下の理由から、第1種事業は20,000kW以上、第2種事業は15,000kW以上20,000kW未満とすることが適当であるとの結論を得ており、今回の見直し案はこれを受けたものです。 ・法は「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」を対象としていること ・事業種ごとの特徴を踏まえた上で、事業種ごとに法の対象である「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」の規模要件を定めており、例えば、埋立て・干拓事業と風力発電事業は、それぞれの事業に伴う環境影響を踏まえて、基本要件の100haより小さい50haを第1種事業の規模の下限としていること ・建設に伴う土地の改変のみならず、最終処分や廃棄物運搬車の出入りによる供用時の環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるという特徴を持つ廃棄物最終処分場の第1種事業の規模要件が30ha以上であること ・新聞報道から抽出された環境紛争が生じている12,000kW（30ha相当）以上30,000kW未満（現行の法対象規模未満）の事業に着目すると、20,000kW以上の事業が大宗を占めること ・環境紛争が生じている事業のうち、10,000kW（廃棄物最終処分場第2種事業の下限である25ha相当）以上15,000kW未満の規模の事業はわずかであり、当該規模の事業を第2種事業とする根拠が十分にあるとは言えないこと 今回の見直しにより、これまでよりも小規模な事業においても、環境配慮や地域との対話が進むと考えています。また、我が国の環境影響評価制度は法と条例の役割分担の下で成り立っており、法の対象とならない規模の事業について、地方公共団体の判断により条例の対象とすることも可能です。地方公共団体とも丁寧やりとりしながら、我が国の環境影響評価制度全体が効果的に運用されるように努めてまいります。 【No. 1～5の御意見に対する事務局の考え方になります。】
2	本政令案における規模要件を決める際に、どのような形で影響調査や事業者の調査を行われたのか不明。単純に2分の1とすることによって、どのような効果を見込んでいるのか。	
3	第二種事業の下限を15,000kWではなく、10,000kW以上に引き下げること。	
4	太陽光発電事業については、「第2種事業の下限を5千kWまで引下げ」とすることを望みます。 これにより、多くの太陽光発電事業計画が、第二種事業として法アセスを実施すべきか否かの判定、つまりスクリーニングの対象となります。なお、この5千kWという数値は、2万kWに係数0.25をかけたものです。	
5	環境影響評価法施行令第6条では第二種事業の規模に係る数値の比は0.75と定められていますが、第二種事業の規模要件を5千kWとするには、都道府県および市町村が定める条例アセスで用いられる数値の比と同様に、事業種ごとに係数 $0.75 \cdot 0.5 \cdot 0.25$ から適切な数値を選択できるよう環境影響評価法施行令第6条の変更も必要になると考えます。また、環境影響評価法の第一条（目的）にある「（前略）規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について…」を「規模の大きさに関わらず環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について…」に変更する必要があるとも考えます。	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
6	今般、環境影響評価の対象となる太陽光発電所の出力基準が引き下げられる理由について、他事業との比較の観点からご説明いただきたく存じます。 第一種事業について申し上げますと、太陽光発電所において 20,000kW に相当する開発面積は、一般的に 20？40ha 程度と想定されます。他方、工業団地については、100ha 以上が第一種事業の対象とされています。 環境影響の大きさは開発面積が重要な判断要素の一つであると考えられるところ、この観点から太陽光発電所と工業団地を比較すると、太陽光発電所に対して相対的に厳しい基準が設定されているといえます。 しかしながら、このような基準の差異が設けられている理由については、十分な説明がなされているとは言い難いものと考えます。	検討会においては、「事業実施場所の多様性」、「広範囲の土地の改変」、「反射光・景観の影響」及び「建設の容易性等」が太陽光発電事業の特徴と捉えることができ、太陽光発電事業について、法の第 1 種事業の規模要件の基本要件である 100ha 相当よりも小さな規模の事業を法の対象とすることには一定の合理性があるとされたところです。これらの特徴に関する検討会報告書の具体的な記載は以下のとおりです。 検討会における議論では、太陽光発電事業の特徴として、主に以下の要素が挙げられた。 ・【事業実施場所の多様性】他の事業と比べると、傾斜地、森林、湿地など多様な環境が事業実施場所となる傾向にある。 ・【広範囲の土地の改変】森林の開発、切土、盛土などの土地の改変が非常に広範囲で起こる傾向にある。 ・【反射光・景観の影響】周辺の住宅や眺望点の存在次第では、反射光による影響や景観への影響が著しくなる可能性がある。 ・【建設の容易性等】太陽光パネルは簡単に設置できることなどから、新規参入が比較的容易であり、建設工事事業者側の技術能力や、環境配慮を踏まえた施工、地域との対話等に関する意識にばらつきがある可能性がある。
7	規制の事前評価書 1 規制の必要性・有効性 ＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞で、「2 万キロワット以上の範囲のもので著しい環境影響が生じている事例が確認されている」とされているが、太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会（第 5 回）の資料 1 の 3 ページ目の右下の【参考】環境紛争を生じている太陽光発電事業全体の整理結果を見ると、0.5 万 kW 未満が 7 件もあり、今回の規模要件の見直しでは抜けてしまうのではないかと。 言い換えれば、太陽光発電事業による環境影響は規模に比例して発生するものでなく、他法令による規制等の強化で対応した方が直接的に防止できるのではないかと。 これまで規模が大きければ大きいほど、著しい影響が出ているのか、具体例を挙げて説明されたい。	環境影響評価法は「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」を対象としています。我が国の環境影響評価制度では、法の対象とならない規模の事業について、地方公共団体が地域の実情も踏まえながら、必要に応じ、条例により環境影響評価手続を課すことにより、法と条例とが一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきています。同時に、法や環境影響評価条例の対象とならない、規模の小さい太陽光発電施設の設置に際しては、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」等により発電事業者等における自主的な環境配慮の取組を促しています。 【No. 7～9 の御意見に対する事務局の考え方になります。】

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
8	出力 15,000kW 未満の太陽光発電事業についても、立地条件や周辺環境によっては相応の環境影響が生じ得ることから、追加的な環境配慮が求められるケースの考え方は重要な論点であると考えられる。このため、当該規模の事業において追加的な対応が求められる代表的なケースや判断の考え方について、具体例を含め、実務上の判断に資する形で整理・明確化されることが望ましいと考える。	環境影響評価法は「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」を対象としています。我が国の環境影響評価制度では、法の対象とならない規模の事業について、地方公共団体が地域の実情も踏まえながら、必要に応じ、条例により環境影響評価手続を課すことにより、法と条例とが一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきています。同時に、法や環境影響評価条例の対象とならない、規模の小さい太陽光発電施設の設置に際しては、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」等により発電事業者等における自主的な環境配慮の取組を促しています。
9	近年、太陽光発電と風力発電の導入が急速に拡大した一方で、自然環境や景観等の面から地域において様々な懸念が生じる事例がみられますが、それは太陽光発電事業の多くが法アセスの対象事業になっていないからだと考えます。自然環境保全と太陽光発電の導入が両立するには、発電所の出力規模ではなく、多くの事業が立地環境によって法アセスの実施を求められるのが本来あるべき姿です。 貴省は太陽光発電事業において法アセスの対象事業に係る第 1 種および第 2 種事業の規模要件を 2 万 kW および 1.5 万 kW に引き下げる方針を示していますが、太陽電池発電所に係る電気事業法上の工事計画の届出状況をみると、総出力 2 万 kW 以下および括弧で示す 1.5 万 kW 以下の計画は事業全体からみて令和 2 年度で 79.1% (65.2%)、令和 3 年度で 80.3% (67.8%)、令和 4 年度で 80.2% (71.6%)、令和 5 年度 84.9% (75.4%)、令和 6 年度で 97% (87.8%) であることから、全体のうち 79?97%の事業計画が今後も法アセスの対象事業とならないことが分かります。太陽光発電事業と自然環境保全とが両立するには、さらにより多くの事業案件で法アセスを事業者を実施させ、自然環境にとって適切な立地での事業計画となるよう誘導する必要があると考えます。	【No. 7～9 の御意見に対する事務局の考え方になります。】
10	第一種事業の基準について、20,000kW 以上という出力基準だけでなく、一定面積以上の土地改変を伴う太陽光発電事業も第一種事業として扱うこと。	発電所に関する規模要件を出力 (kW) で規定している理由は、法が環境影響評価手続の結果を許認可等の審査に直接反映させることとしており、発電事業の認可等を行う電気事業法との整合性を図っていることによるものです。
11	20,000kW 未満であっても、事業用地または改変面積が 20 ヘクタール以上となる太陽光発電事業については、少なくとも第二種事業として扱うこと。特に、30 ヘクタールを超える大規模な土地改変を伴う事業については、発電出力にかかわらず、第一種事業または法アセス必須の対象として扱うこと。	なお、太陽光発電事業における事業区域面積と発電出力は相関関係にあることを確認しています。
12	牧畜などと併せた、半透過型低効率のソーラーパネルも普及している。この場合、容量よりも被覆面積による影響の方が大きい。電力と並べて、被覆面積による環境評価も、義務付けるべきだ。	【No. 10～13 の御意見に対する事務局の考え方になります。】
13	パネルの変換効率向上により、同じ面積でも出力が増加している現状を踏まえ、出力 (kW) だけでなく「開発面積 (ha)」や「立地環境」を基準とした規制とする。	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
14	環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案附則第二項において『この政令の施行の日前に』環境影響評価法第三条の十第一項後段の規定による通知又は・・・に該当する同条第一項に規定する事業であって、『この政令の施行後』同条第二項の第一種事業に該当するものに係る・・・』と規定しているが、ある時点において該当するものという規定ぶりは同様であるところ、その時点の規定ぶりを分けているのはなぜか。平仄を揃える観点から『この政令の施行の日前に』環境影響評価法第三条の十第一項後段の規定による通知又は・・・に該当する同条第一項に規定する事業であって、『同日以後に』同条第二項の第一種事業に該当するものに係る・・・』と規定すべきであると思われる。この点、関連資料の「(参考) 経過措置の概要」においても「施行日前」「施行日以後」と用いているところ、こちらを企図した経過措置なのであればやはり修正すべきではないか。	御指摘も踏まえつつ、経過措置の記載については再度検討し、「この政令の施行の日前に環境影響評価法第三条の十第一項後段の規定による通知又は同法第四条第一項前段の規定による届出若しくは同項後段の規定による書面の作成若しくは同条第六項後段の規定による通知若しくは書面の作成（以下この項において「通知等」と総称する。）が行われた同法第二条第三項の第二種事業（以下この項において「第二種事業」という。）に該当していた同条第一項に規定する事業については、同日以後も引き続き、当該通知等が行われた第二種事業とみなして、同法の環境影響評価その他の手続に関する規定を適用する。」といたしました。なお、規定の趣旨については修正前のものから変更はありません。
15	（参考資料）経過措置の概要について 2 現在法の対象ではないものの、本政令により新たに法の対象となる太陽電池発電事業（3万kW未満の事業） ・条例等に基づきアセス手続きが進行していれば、途中から法アセス手続きを開始できる。 とのことであるが、 「法アセス手続きを開始できる」のではなく、「法アセス手続きに移行しなければならない」のではないか。「開始できる」では「条例等に基づく手続きのままでもよい」と解釈できるため。	御指摘を踏まえ、参考資料を修正しました。なお、御指摘いただいた参考資料の記載は、法第54条の規定の概要を簡潔に示したものであり、参考資料の記載内容の解釈は法第54条の規定の効果に影響を及ぼすものではありません。
16	方法書に係る知事意見まで手続きが完了している案件については、経過措置として、条例に基づくアセス手続きを継続としていただきたい。	本政令案により、新たに法の対象となる太陽電池発電事業については、「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」として、事業に係る環境の保全のための適正な配慮がなされることを確保するため、法に基づく環境影響評価を実施すべきものです。 他方で、事業者の事業に係る予見可能性の確保も重要であるため、法第54条の規定が設けられています。環境の保全のための適正な配慮と事業に係る予見可能性の双方の確保という観点からは、現行の経過措置が適切であると考えています。
17	経過措置について、施行日前に電気事業法に基づく工事計画の認可又は届出がなされていることのみをもって法アセス手続不要とするのではなく、自治体との協議、住民への説明、地域との合意形成、希少動植物の保全措置、環境保全計画が未了の事業については、経過措置の対象外とすること。	法第55条において、その制定により新たに法の対象事業となる事業がある政令の施行日前に既に工事計画の認可又は届出がなされている事業について法に基づく環境影響評価手続を行うことを求める場合、事業内容が固まった段階で環境影響評価手続を行って事業内容を見直すことにより

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
18	施行日前の駆け込み的な工事計画届出により、環境影響評価を回避することがないよう、施行日前であっても、実質的な工事未着手、合意形成未了、環境保全措置未確定の事業については、新制度の趣旨に沿った環境影響評価を求めること。	事業者の法的安定性を害するおそれがあることから、このような事業については法に基づく環境影響評価手続は課さないこととされています。事業者の法的安定性を確保する観点から現行の経過措置が適切であると考えています。 なお、一般的に、環境影響評価の対象とならない事業であっても環境の保全のための適正な配慮の上で実施されることが望ましいと考えています。 【No. 17～18 の御意見に対する事務局の考え方になります。】
19	政令の施行予定が令和 9 年 4 月 1 日からとなっていますが、これは現時点から 9 か月程度の期間となっております。経過措置期間については、過去の例との整合性も考慮する必要があることは理解するものの、事業への影響が極めて大きいこと、産業需要家の需要や競争力維持の観点から、可能な限り十分な期間の確保についてご検討いただきたい。	施行日までの期間についても、経過措置の内容と同様に、事業に係る環境の保全のための適正な配慮、事業に係る予見可能性、事業者の法的安定性等の観点を踏まえて、過去の事例も参照しつつ、設定したものであり、適切であると考えています。 【No. 19～22 の御意見に対する事務局の考え方になります。】
20	政令の施行予定が令和 9 年 4 月 1 日からとなっていますが、これは現時点から 9 か月程度の期間となっております。経過措置期間については、過去の例との整合性も考慮する必要があることは理解するものの、事業への影響が極めて大きいこと、産業需要家の需要や競争力維持の観点から、可能な限り十分な期間の確保についてご検討いただきたい。例として、現時点において許認可取得が進行しており、2027 年春ごろの着工予定の案件も存在するところ、政令の施行日までに工事計画届が間に合わないプロジェクトは数年間のプロジェクト遅延の影響を受けることとなります。今回の措置により許認可取得を急ぐ「駆け込み案件」も想定され、許認可手続きの遅延可能性を考慮し、令和 9 年 9 月 1 日施行等の期間のご考慮をいただきたい。	
21	●需要家視点から 2030 年までの運転開始に間に合う野立て太陽光の重要性は高く、先行して締結した PPA の大半が野立て太陽光と言っても過言ではなく、これらの PPA 等の案件に配慮が必要と考えます。 ●特に 2030 年目標達成に向けて先行してリスクを取り、PPA 締結等を行ってきた企業が、事後的な規制変更により計画遅延やコスト増に直面することは、脱炭素投資意欲に影響することを懸念しています。 ●環境影響評価法等、既存事業に大きなインパクトを与える恐れのある法令や政省令変更については、仮にそれらが実施される場合にはパブリックコメント等によるプロセスの明確化、十分な周知期間を確保すること（例：2027 年 4 月以降等）を要望します。	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
22	○新制度の施行に際しては、施行日までの期間を十分に確保し、少なくとも 2027 年末までの十分な周知・準備期間を設けることを要望します。 ○規制強化前の駆け込み的な申請集中が生じることも想定され、その結果、審査体制の混乱や、系統接続（系統連系）申込みの急増による接続検討プロセスの停滞・遅延を招く懸念があります。特に、規制強化を見越した質の低い案件の申請が短期間に集中することで、系統連系の検討待ち（連系待ち）の案件が増加し、結果として優良な案件の系統接続までの期間にも悪影響を及ぼす可能性があります。 ○このような混乱を回避し、系統運用者・審査当局・事業者双方にとって予見可能性のある制度運用を実現するためにも、十分な施行準備期間の確保を強く要望いたします。	施行日までの期間についても、経過措置の内容と同様に、事業に係る環境の保全のための適正な配慮、事業に係る予見可能性、事業者の法的安定性等の観点を踏まえて、過去の事例も参照しつつ、設定したものであり、適切であると考えています。 【No. 19～22 の御意見に対する事務局の考え方になります。】
23	本政令案の施行日前に電気事業法に基づく工事計画の認可又は届出がなされている事業については、施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは軽微な変更のみをして実施されるものに限り、経過措置対象となる。この点、何らか事業計画に変更が生じた場合において「施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは軽微な変更のみをして実施」に該当し、引き続き経過措置対象となるか否かの判断は、工事計画届出の軽微変更に当たるか否かのみに基づいて判断されるという理解で良いか。例えば、敷地面積・出力・電気構成等はず、工事計画届出の軽微変更範囲内でパネル配置変更を行う場合、（軽微変更にとどまる為、実質的に環境への影響が生じることは想定されないものの、）当該変更が何らか環境影響を及ぼすと判断され、経過措置対象から外されることはないという理解でよい。仮にそういった事象が生じる場合、こういったケースが該当するか明らかにされたい。	御意見いただいた記載については、法第 55 条の規定の概要を簡潔に示したものであり、法第 55 条の「その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更のみをして実施」に該当するかについては、「工事計画届出の軽微変更に当たるか否か」に関わらず、事業の内容の変更が、事業規模の縮小又は環境影響評価法施行令（平成 9 年政令第 346 号）第 18 条及び第 28 条に規定されている「政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更」に該当するかどうかによって判断されます。
24	先行して PPA を締結し、追加性のある再エネに投資した企業が不利益を被らないよう、新制度の適用除外など合理的で柔軟な措置を設けることを要望します。 【既契約案件・着手済み案件に対する「グランドファーザー条項」の適用】 ○「施行日時時点で既に FIT/FIP 認定を取得している案件」および「需要家との PPA 契約が締結済みである案件」については、従前の規模要件を適用（規模要件見直しの適用除外）。	法及び本政令案の経過措置の規定は、事業に係る環境の保全のための適正な配慮、事業に係る予見可能性、事業者の法的安定性等の観点を踏まえて設定しており、適切なものであると考えています。 また、法が、環境影響評価手続の結果を許認可等の審査に直接反映させることとしており、発電事業の認可等を行う電気事業法における手続の進捗状況を踏まえる必要があることから、施行日時点における電気事業法に基づく工事計画の提出状況を経過措置を適用するに当たっては考慮することとしています。 経過措置につきましては、引き続き、丁寧な説明に努めてまいります。

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
25	本制度の見直しに関し、既設又は検討中の案件に対する経過措置の適用範囲については、事業計画の判断に与える影響が大きい重要な論点であると考えられる。このため、どのような条件を満たす場合に経過措置の対象となるのかについて、適用範囲や判断の考え方が明確に整理・周知されることが望ましいと考える。	いただいた御意見を踏まえ、引き続き、今回の改正内容及び経過措置に関して、丁寧な説明に努めてまいります。 個別の事業に係る経過措置の適用については、判断が難しい場合には、環境省又は経済産業省にお問合せください。 【No. 25～26 の御意見に対する事務局の考え方になります。】
26	経過措置についての意見として、様々なケースが想定されるため、事例等を交えて詳しく説明すべきではないか。 ＜例 1＞ 3 万 kw 未満の事業の場合、条例でアセス手続きを実施していれば途中から法アセスへと移行可能となっているが、令和 9 年 4 月 1 日時点で審査中の案件の場合、審査を引き継ぐのか、公告から再度実施する必要があるのか。 ＜例 2＞ 令和 9 年 4 月 1 日時点で準備書の手続きが完了し、評価書の手続きだけ残っているような場合も法アセスに引き継ぐのか。 ＜例 3＞ 2 万 kw 未満の事業で、既に条例アセスを実施している場合、令和 9 年 4 月 1 日時点で 2 種事業になる。そのような事業の場合、どのような取り扱いを行うのか。	
27	ソーラー発電所について、いわゆる環境アセスメントに関して電力容量だけでは、不十分ではないのか。これでは、単にメガソーラー工事を 20MW 以下に分割して申請すれば、許可が下りてしまう。既存の設備と合わせた全体の電力容量で審査を行うよう、改めるべきだ。	法の「事業」は、特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更及び工作物の新設等とされています。特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更及び工作物の新設等の範囲については、事業の目的が同一であり、かつ、構想及び決定の時期が同一か否か等により、総合的に判断するものとされています。 詳細は「太陽電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方について」を御確認ください。 今回の規模要件の見直しに際して、こうした考え方の周知に努めてまいります。 【No. 27～28 の御意見に対する事務局の考え方になります。】
28	2 万キロワット未満の発電所を隣接する土地に密集して増設するなど法の抜け穴を利用することが考えられるのでそういったときに即座に対応し、抜け穴を防ぐことが必要だと感じました。	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
29	環境影響評価対象の拡大には理解を示します。しかし、太陽光発電による環境問題の多くは、発電規模そのものよりも森林伐採や景観破壊、災害リスクの高い場所への設置に起因していると考えます。出力要件の引下げだけでなく、立地条件や土地改変の内容を重視した制度設計を求めます。特に森林開発を伴う事業については、国土保全や防災の観点から、より慎重な対応を検討していただきたいと思います。	第2種事業に対する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定（スクリーニング）の基準については、検討会報告書において、「森林の開発について、現行制度においては、自然環境の一部として人為的な改変をほとんど受けていない自然林や、地域において重要な機能を有する水源涵養林、防風林等を確認対象として含んでいるが、太陽光発電事業の特徴を考慮し、森林に係る関係法令による規制区域が存在する場合について、スクリーニング基準への追加を検討する」、「切土や盛土を含む土地の改変の観点について、特に傾斜地において土地の改変が行われる場合は、土地の安定性といった環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあることから、傾斜地等における土地の改変に関するスクリーニング基準を検討する」等とされたところであり、これを受けて、経済産業省において、具体的な内容を検討しているところです。
30	出力 15,000kW 以上 20,000kW 未満の太陽光発電事業については、森林区域や傾斜地を含む場合に、スクリーニングにおいて環境影響評価の対象と判断される可能性がどの程度想定されるかが、事業計画の検討に大きな影響を与えると考えられる。このため、当該規模の事業における立地条件（森林区域、傾斜地等）とスクリーニング判断との関係について、一般的な考え方や判断の方向性が整理・明確化されることが望ましいと考える。	また、検討会報告書において、環境影響評価等に関する実効性強化に向けた経済産業省及び環境省における取組について記載しています。引き続き、こうした取組を進めてまいります。
31	森林開発や傾斜地を伴う太陽光発電事業については、立地条件により環境影響の程度が大きく変動することから、今後追加が検討されているスクリーニングにおける判断の考え方や、適用の考え方について、一定の整理が示されることが望ましいと考える。	（経済産業省における取組） ①環境影響評価段階においては、
32	第二種事業の判定においては、単に出力や事業者の説明だけで判断するのではなく、自治体、住民、専門家からの意見、希少種の有無、土地改変面積、周辺環境、累積的影響、景観、防災、水環境、鳥類への影響を重視すること。	・反射光等の問題が顕在化した事例を踏まえ、反射光が影響を与える周辺施設や範囲を広く検討する等、審査の視点を多角化する。
33	地域住民との合意形成ができていない事業、または自治体が合意形成未了と認識している事業については、第二種判定において環境影響が軽微であるとは扱わず、慎重な審査を行うこと。	・土地の安定性に影響を与え、環境に影響を与えることが懸念される場合は、土地の開発行為を規制する関係法令における区域の指定状況等も踏まえながら、審査を行う。
34	林地開発許可制度等の関係法令との関係においては、環境影響評価手続との審査の重複や順序によって事業実施に大きな影響が生じ得ることから、審査の連動性や役割分担について、実務上の判断に資する形で具体的に整理・明確化されることが望ましいと考える。	・勧告内容が評価書等に反映されているかについて、一層厳格に審査を行う。
35	森林伐採、湿原・草原・海岸・河川・湖沼への影響、希少植物の移植、希少動物・鳥類の生息地への影響が想定される事業については、出力規模にかかわらず、法アセスまたはそれに準じる厳格な環境影響評価を義務付けること。	②工事計画届出段階においては、
36	再生可能エネルギー施設の設置する際、環境にやさしいと言いながら環境を破壊することがあっては本末転倒ですので、風力発電などの再生可能エネルギー施設に対してもより厳格な環境アセスメントを行うことを強く望みます。	・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）では、届出された工事計画が評価書に従っていることが求められているところ、当該評価書に沿った環境保全措置に関する説明書の届出様式の在り方を見直し、整合性確認を徹底する。
		③設備運用段階においては、
		・電気事業法では、「(前略) 評価書に記載されているところにより、環境

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
37	昨今の事業者による工事申請手続き後の杜撰な調査実態の発覚や、工事实態を鑑み、手続きが形骸化しないよう自治体、国、第三者機関による監査をしっかりと行っていただきたい。	の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業に係る事業用電気工作物を維持し、及び運用しなければならない。」とされており、事業者の法遵守を指導していく。
38	第二種事業の対象を拡大し、発電所アセス省令第16条第14号および同22号にあるような自然環境が周囲に存在する立地での計画については、第二種事業として法アセスを実施すべき案件かどうか審議できるようにすべきであると考えます。	(環境省における取組) ・適切な環境配慮を行うための事業者の体制等の確認 ・自然環境、土地の安定性や景観に対する影響に係る環境配慮を審査する上で、必要な各種関係法令等に基づく届出・許認可の取得等の状況の確認
39	太陽光パネルのエネルギー密度や発電効率は年々向上されてきていることに加え、ゴルフ場・工場跡地等、すでに開発がなされている土地の太陽光発電所への転換では大きな土地造成は行われなないなど、発電出力や土地の広さといった基準では、環境への負荷を正しく測ることができない可能性があります。造成工事や森林伐採の有無等、現地の地形や土地利用の状況も考慮した柔軟な判断基準を要望します。具体的には、第2種事業のスクリーニング基準の明確化や、森林伐採や土地造成を伴わない事業については環境影響評価の対象外または簡易評価とするような考慮を要望します。	・自然環境、土地の安定性、景観、反射光等の大規模太陽光発電事業において問題とされた環境項目において、最新の知見を踏まえた厳格な審査の実施 ・法に基づく住民説明会の開催を通じた丁寧な事業説明等の実施状況や有識者ヒアリングの実施状況等の確認 【No. 29～39の御意見に対する事務局の考え方になります。】
40	前回の規制見直しから今回の改正案の策定までに十分な議論がされているようには感じられない。特に既に関済済みのゴルフ場跡地や採石場・埋立地などについては山林を切り開く開発と比較して環境への影響が小さいことは明らか。このような場所にも一律で規制強化をすると再エネ普及の道は閉ざされるのではないかと思う。閉鎖されたゴルフ場付近に住む住民にとっては管理されていない跡地が荒廃していつていることも災害を誘発するのではないかと懸念しています。	再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域との共生が図られた望ましい事業は促進する必要があると考えており、環境負荷が相対的に低いと考えられる「開発済みの土地」に太陽電池発電所を設置する場合においては、令和3年7月に環境省・経済産業省から示している「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」を活用いただくことを想定しております。 【No. 40～42の御意見に対する事務局の考え方になります。】
41	既に関済が行われ、環境影響評価が実施されている可能性がある土地(例:ゴルフ場跡地等)については、「過去の環境影響評価結果の活用可否」や「簡略化・合理化の可否」について明確な考え方を整理することにより、手続の重複や過度な負担を回避することが可能となると考える。	
42	すでに造成済みの土地(工場跡地、ゴルフ場跡地など)を活用する案件は、新たな森林伐採を伴わないため、環境影響評価の対象外または簡易評価とする。	
43	AC出力だけでなく、DC容量も判定材料に加えること。特に、AC出力を20,000kW未満に抑えている一方で、DC容量が20,000kWまたは30,000kWを超えるような事業については、実質的な設備規模を踏まえ、第一種事業相当として扱うこと。	法における発電所の出力の考え方については、法が、環境影響評価手続の結果を許認可等の審査に直接反映させることとしており、AC、DCの出力の考え方を含めて発電事業の認可等を行う電気事業法との整合性を図っています。 いずれにしましても、今般の対象要件の見直しでは、検討会で出された「事

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
		業実施場所の多様性」や「広範囲の土地の改変」といった太陽光発電事業の特徴やそれによる環境影響、環境紛争が生じている事業規模の状況、法における対象事業に関する考え方などを踏まえて適切な規模として設定したものです。
44	面積が縮小されることは良い判断と考えるが、現状の敷設状況を鑑みると、それでは効果が限定的と考える。森林や湿地帯など、自然物で継続してきた地目がいきなり面的開発で全く異なる地目へ変更されることに対しての歯止めにはならないといえる。	いただいた御意見は、今後の更なる効果的・効率的な環境影響評価制度の実現に向けた検討に活用させていただきます。 【No. 44～58 の御意見に対する事務局の考え方になります。】
45	本来であれば、現状の乱開発ともいえるメガソーラー開発を規制するのであれば、アボイドマップによる規制を含めた論議があつてしかるべきであり、現在の規制では、治山的な観点や生態系における特殊性に該当するような脆弱な自然環境への規制など、本来優先的に保全すべき対象への保全としては不十分であり、現在の問題点を総点検し、課題点を分析した上で、今回の改正に留まらず、継続的な審議が行われることを期待したい。	
46	希少植物の移植を伴う事業については、対象種名、希少性、移植理由、移植先、移植方法、専門家の監修、移植後の生存率、モニタリング期間、失敗時の責任を明示させることを、環境影響評価または第二種判定の重要項目とすること。	
47	地球温暖化対策推進法あるいは農山漁村再生可能エネルギー法に基づく再生可能エネルギーの導入など、事業者・行政・地域住民が連携して取り組む案件については、環境影響評価における第2種事業スクリーニングにおいて評価の合理化・迅速化を可能とする審査基準を要望します。	
48	【再エネ促進区域におけるアセスメントの簡素化（スクリーニングを活用）】 ○地球温暖化対策推進法に基づく「再エネ導入促進区域」内での事業については、アセスメントの対象規模引き下げを一律適用せず、風力発電で議論されているような「簡易なアセスメント（スクリーニング）」のみで事業実施を認める枠組みを作る。 ○市町村のガイドラインや条例に基づき既に環境調査を実施済み、あるいは自治体との協定等を結んでいる案件・自治体が事業計画を精査するようなプロセスを通過している案件に配慮（適用除外が難しくとも第2種事業のスクリーニング基準に入れる等）。 ○地域裨益性の高い案件としては農山漁村再エネ法、温対法上の認定案件などは明確に除外。 ○実質的な環境負荷が変わらないリパワリング（設備更新）等は規制対象外とする。	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
49	アセスメントを行わない、または虚偽の報告をするような悪質な業者にはなんらかの罰則が必要だと感じます。	いただいた御意見は、今後の更なる効果的・効率的な環境影響評価制度の実現に向けた検討に活用させていただきます。 【No. 44～58 の御意見に対する事務局の考え方になります。】
50	太陽光発電事業における環境影響評価手続の期間については、事業計画に与える影響が大きいことから、配慮書から評価書までの一般的な期間の目安や手続期間に影響を与える主な要因について、一定の整理が示されることが望ましいと考える	
51	本改正案が目指す、大規模太陽光発電事業における環境保全および地域共生の確保という方向性については、半導体産業をはじめとする電力需要家の立場として賛同いたします。 他方で、我が国においては、GX・DXの進展に伴い産業部門の電力需要の増加が見込まれ、脱炭素電力の安定的確保は産業競争力および国家成長戦略の観点から極めて重要な政策課題となっております。 産業からのクリーンエネルギーへの需要が高まる中、国の政策には、環境保全・地域共生と再生可能エネルギーの持続的導入が両立することを期待しております。	
52	今回の制度見直しは、環境影響評価の対象となる事業の規模要件についての議論でありましたが、制度の趣旨は維持しながら、環境保全・地域共生にむけた事業者努力が正しく評価される仕組みの導入について、今後のご検討をお願いいたします。	
53	再生可能エネルギー電力を産業需要家が利活用する PPA 電源は、需要家専用の長期型電源を開発するものです。需要家は、地域の環境への負荷を高めたり、地域共生を重視しない開発を求めておらず、乱開発がなされるリスクは低いと考えます。 また、こうした案件が地域にもたらす経済の好循環（再生可能エネルギー利用による産業競争力強化、地元経済活性化、雇用創出等）や、エネルギーの地産地消は、まさに再生可能エネルギーの地域共生が目指すところであり、こうした事業の促進がなされることを要望します。 具体的には、環境負荷や安全性確保を前提に、エネルギーの地産地消や経済的貢献を通じて地域共生が図られる産業需要家向けオフサイト PPA については、環境影響評価における配慮や手続きの合理化を要望します。	

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
54	先行して PPA を締結し、追加性のある再エネに投資した企業が不利益を被らないよう、新制度の適用除外など合理的で柔軟な措置を設けることを要望します。 【「地域共生型」優良案件に対する規制の合理化・ファストトラック化】 ○規制を一律に強化するのではなく、地域と合意形成ができている優良案件については、審査を簡素化する「規制のサンドボックス（特区的扱い）」。	いただいた御意見は、今後の更なる効果的・効率的な環境影響評価制度の実現に向けた検討に活用させていただきます。 【No. 44～58 の御意見に対する事務局の考え方になります。】
55	【地域共生への貢献ロジック】 ○手続きの優遇措置があれば、開発事業者は自然と「促進区域」や「造成済みの土地」などの適地を選ぶインセンティブを持つようになり、適切な立地誘導が進み、無秩序な開発や投機的な開発が抑制される。 ○すでに動き出している優良なプロジェクトを頓挫させないことは、地域経済への継続的な貢献（固定資産税収や雇用など）にもつながる。また、最新パネルへのリパワリングを促進することで、同じ土地面積でより多くの再エネを生み出すことができ、新たな森林開発を抑制できる。	
56	【開発リードタイムの長期化】 ○これまで比較的短期に開発可能であった中規模案件等の工期が延び、2030 年という切迫した期限に間に合わない案件が増加する恐れがあります。	
57	【PPA 形成の阻害要因となる懸念】 ○環境影響評価のコスト増加は最終的に PPA 価格に転嫁され、需要家の経済的負担を増大させる懸念があります。	
58	開発事業者への便宜供与を目的とした環境影響評価の形骸化に反対する。国民の生活環境を破壊し、特定の企業が利益を独占する開発は、真の持続可能性を損なうものである。 環境影響評価（アセスメント）は、特定の巨大資本が利潤を追求する際に、その代償として地域住民や自然環境が被る不利益を最小化するための最後の防波堤である。今回の改正が、事業者の申請コスト削減や事務効率化という名目で、評価プロセスを簡素化・形骸化させるものであるならば、断固反対する。審査基準の緩和は、結局のところ、経済効率を優先して環境保護を後回しにするという、企業側の都合に合わせた改悪に繋がる懸念が拭えない。真に環境を守るのであれば、簡素化ではなく、むしろ評価の透明性と住民参加の機会を拡大し、企業に対してより厳格な環境負荷の低減を義務付けるべきである。	
59	環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案の理由について「理由」の前に空行があるように見受けられるが、この空行は不要ではないか。	修正いたしました。

●本政令案以外の施策等に関する御意見

No.	御意見
60	現在の太陽光発電に関しては、再生可能エネルギー発電促進賦課金として、月々の電気代に含まれるが、今回の変更により、この再生可能エネルギー発電促進賦課金がどの程度高くなるのか。そもそも、現在の太陽光発電システムは発電効率が悪く、環境への悪影響も指摘されているが、それに対する抜本的な対策を取らず、国がリーダーシップを全く発揮していない状況でただ法律だけを変更して、しかもその根拠も明確にされていない。これは、事業者のみならず、電気を使用している国民皆が不信感を募らせる主な要因となっていることになぜ気づかないのか。気づいて無視をしているのか。少なくとも太陽光発電については、既存の法律の運用どうこうではなく、現状、発電効率上昇可否、環境負荷軽減策、そのための費用と時間がどのくらいかかるかということを見直すべきであり、だらだらと旧システムを動かし続け、環境にも悪く、発電効率も悪いものにこだわって、電気使用者から費用を徴収し続ける（しかも値上げが続いている）ことが良いこととは思われない。早急に専門家（環境、電気、エネルギー等）による検討会議を行うべきである。
61	問題を起こした企業や製造国の統計を取り、多い企業や製造国の販売を規制する条項も同時に盛り込んでほしい。 国がチェックする量が増え、税金が多く使われるので企業や製造国の販売規制も入れる事で負担増加を抑える
62	太陽光は環境破壊でしかない。処分方法も定かではなく、業者や生産国や特にメガソーラーは他の国の会社にお金が出ている疑惑がある。国民の負担が激増し、一部の人が儲けたり、日本からお金が出て、日本国民にとっては何も良いことはないから、すぐ規制すべき。またお金の流れも調べて過去にも遡って規制してほしいくらいです。
63	我々需要家は、2030年度のCO2削減目標およびカーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの調達を先行して積極的に推進しております。需要家は、企業の社会的責任およびサプライチェーン全体の脱炭素化の観点から、環境破壊や地域トラブルを引き起こす懸念のある事業からの電力調達を望んでおりません。政府が掲げる「地域との共生」および「不適切な事業への厳格な対応」という方針を強く支持し、自らも責任ある調達主体として、地域共生型再エネを積極的に選択していく所存です。 しかしながら、現在検討されている「大規模太陽光発電事業に関する対策パッケージ」による規制変更に対し、目標達成への重大な阻害要因となり得る強い懸念を抱いております。地域との共生という大原則には賛同いたしますが、優良な事業が迅速に進むような配慮を取り入れ、需要家によるPPA推進を停滞させない新規制を求めます。
64	【地上設置型への支援縮小と適地の減少】 ○林地開発許可制度の厳格化や、景観法・各種土地利用規制の強化により、開発可能な適地が大幅に限定されます。屋根置きや次世代型（ペロブスカイト等）への重点化という方向性は理解しますが、2030年断面で必要な大量の再エネ電力を賄うには、これらだけでは量的に不十分であり、供給不足による調達難を招く懸念があります。

No.	御意見
65	現在のメガソーラー開発上の問題点 1。立地一環境サステナビリティの強化 一番最初に考えるべきはその立地である。釧路湿原など自然環境を将来的に維持すべき場所のすぐ近くにメガソーラー施設を設置すれば、例え公園などの敷地外に設置したとしてもなんらかの影響が出る。実際、釧路湿原の近郊では敷地外に野生生物の営巣地が見つかり、設置業者によって勝手に除去されていた。工事業者のアセスメントはいい加減であったことも報道されている。つまり、釧路湿原のメガソーラー事業は環境サステナビリティを満たしないと考えられる。野生生物たちの行動半径等を十分に調査して、公園の境界から一定の距離以内での新規の建築を、メガソーラーに限らず、全て禁止する必要がある。また、関西地方では古墳の周りをぐるりと囲むようにソーラー施設が設置されているところがある。文化財をこのようにするのは教育上よくない。 2。京都議定書の見直し 伊豆や飯能では、既存の森林を切り開いてメガソーラーを建設しようと、あるいは建設した。京都議定書においては、自然林は二酸化炭素吸収の面において、植林よりも劣るとのことで、それを切り開いて開発することが推奨されるようになった。しかし、森林の役割は二酸化炭素吸収だけではない。特に保水や野生生物への食糧供給としての価値は大切である。昨今日本各地でクマが街中に出没するのは、メガソーラーに限ったわけではないが、京都議定書に従った自然林の開発という名の環境破壊が原因の一つになっていると考えられる。メガソーラー設置法案を変えるにあたっては、そもそもの原因を作った京都議定書の全面的見直しが必要である。 3。自治体の権限強化 釧路湿原では市長や議会が工事中止を命令しても、先にあげたこの工事業者は無視して工事を続けている。本来、このようなことがあってはならない。この業者は自分のとこの利益だけを求めていると見做さざるを得ない。首長や議会にはもっと強い権限を持たせ、もし業者が命令に反した場合は工事中止だけでなく、現状復旧させるなどの強制力をもたすべきであろう。 4。ソーラーパネルの安全性 先日ソーラー施設の土壌には数々の汚染物質の濃度が高いという報道があった。汚染物質はソーラーパネルの製造には不可欠なものであることから、風雨による劣化によってパネルから溶け出してきたものと考えられる。川のそばにソーラー施設を作ると、それだけで下流に有害物質が流れ出す。パネルが長年の風雨にも耐えられるように厳格な基準を制定すべきである。また、現状では廃棄パネルの処理は何も考えられていない。自然災害等で被害を受け発電できなくなったパネルをそのまま放置しているところもある。そうすれば土壌汚染はさらに進むであろう。新たな公害病が発生してからでは遅い。パネルの寿命は30年ほどと言われており、早急な対策が必要である。 5。日本企業の保護一真のグローバリズムに向けて 伊豆メガソーラーは韓国系企業が事業展開しているため、住民との軋轢が酷い。韓国企業にとってはメガソーラー施設を設置したという実績と韓国製パネルを売れば良いとしか考えていないので、環境のことなど考えているようには見えず、住民の感情は完全に置いてけぼりである。前市長を辞めさせた市議会議員の多くがこの韓国企業に同調している点もおかしい。癒着があるのではないかと疑わせる。グローバルな観点からというものもおそろうが、他国を受け入れるなら、日本をその他国に受け入れさせなければ対等な関係にはならない。一方的な外国製品受け入れは差別であり、その結果、国民の反感を招き、逆効果であることは石破政権がすでに示した。 まとめ。 法案では、ソーラー発電施設の大きさで開発に制限をかけるようである、以上に述べたことから施設の規模には関係なく規制をする方がサステナビリティの面から有効である。小さいからと言って、国立公園や文化施設に作ったりすることは許されない。